

東京都主任介護支援専門員研修八王子市受講者推薦実施要綱 新旧対照表

改正後	現 行
<p>東京都主任介護支援専門員研修八王子市受講者推薦実施要綱</p> <p style="text-align: right;"><u>令和6年3月1日施行</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の15及び介護保険施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第140条の68の第1項第2号の規定に基づき、介護保険サービスや他の保健、医療及び福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導など、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を習得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成することを目的に東京都が実施する主任介護支援専門員研修に、八王子市において勤務する介護支援専門員を推薦する。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 八王子市において主任介護支援専門員として次の各号に掲げる役割及び前条に掲げる目的を果たすことができる者であって、市で定める推薦基準を満たす者を対象とする。</p> <p>(1) 地域の介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、適切な指導・助言を行うこと。</p> <p>(2) ケアマネジメントの実施にあたり、多様な情報の収集と発信、様々な職種・事業所間の連携・調整を行い、利用者が住み慣れた地域に必要な支援を受けながら生活を続けていくことが可能となる地域包括ケアに</p>	<p>東京都主任介護支援専門員研修八王子市受講者推薦実施要綱</p> <p style="text-align: right;">令和2年5月1日施行</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の15及び介護保険施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第140条の68の第1項第2号の規定に基づき、介護保険サービスや他の保健、医療及び福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導など、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を習得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成することを目的に東京都が実施する主任介護支援専門員研修に、八王子市において勤務する介護支援専門員を推薦する。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 八王子市において主任介護支援専門員として次の各号に掲げる役割及び前条に掲げる目的を果たすことができる者であって、市で定める推薦基準を満たす者を対象とする。</p> <p>(1) 地域の介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、適切な指導・助言を行うこと。</p> <p>(2) ケアマネジメントの実施にあたり、多様な情報の収集と発信、様々な職種・事業所間の連携・調整を行い、利用者が住み慣れた地域に必要な支援を受けながら生活を続けていくことが可能となる地域包括ケアに</p>

<p>取り組むこと。</p> <p>(3) 利用者の視点にたったケアマネジメントを実施し、フォーマルサービスやインフォーマルサポートを利用者の状況に合わせて活用し、利用者の状況を維持・改善することができるような提案を行うこと。</p> <p>(4) 地域で不足しているインフォーマルな社会資源の提案を行うことができること。</p> <p>(5) 常に自らの実践に足りないものを認識し、更なる資質向上を図るための取り組みを積極的に行うこと。</p> <p>(推薦基準)</p> <p>第3条 次に掲げる要件のうち、1 必須要件の全て及び、2 推奨要件のうち1つ以上に該当したうえで、総合的な活動状況等が推薦に該当すると認められた者を東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱(平成18年8月22日付18福保高介第373号)「3 対象者(4)区市町村推薦要件」のイに規定する「質の高いケアマネジメントを実施し、地域の介護支援専門員の研修、支援及び連携体制の構築業務を担い、地域全体のケアマネジメントの向上に資することが期待される者」又はウに規定する「居宅介護支援事業所の介護支援専門員であって、管理者として配置されている者で、本研修修了後は区市町村が行う事業等に協力する意思がある者」として東京都へ推薦する。</p> <p>1 必須要件</p> <p>(1) 勤務する事業所等の要件</p> <p>ア 運営基準違反や運営基準減算等に該当するような問題が無い事業所等であること。なお、実地検査や運営指導等の結果判明した誤請求等について報酬の返還が発生している場合、その報酬の返還(過誤申立)が終了していること。</p>	<p>取り組むこと。</p> <p>(3) 利用者の視点にたったケアマネジメントを実施し、フォーマルサービスやインフォーマルサポートを利用者の状況に合わせて活用し、利用者の状況を維持・改善することができるような提案を行うこと。</p> <p>(4) 地域で不足しているインフォーマルな社会資源の提案を行うことができること。</p> <p>(5) 常に自らの実践に足りないものを認識し、更なる資質向上を図るための取り組みを積極的に行うこと。</p> <p>(推薦基準)</p> <p>第3条 次に掲げる要件のうち、1 必須要件の全て及び、2 推奨要件のうち1つ以上に該当したうえで、総合的な活動状況等が推薦に該当すると認められた者を東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱(平成18年8月22日付18福保高介第373号)「3 対象者(4)区市町村推薦要件」のイに規定する「質の高いケアマネジメントを実施し、地域の介護支援専門員の研修、支援及び連携体制の構築業務を担い、地域全体のケアマネジメントの向上に資することが期待される者」又はウに規定する「居宅介護支援事業所の介護支援専門員であって、管理者として配置されている者で、本研修修了後は区市町村が行う事業等に協力する意思がある者」として東京都へ推薦する。</p> <p>1 必須要件</p> <p>(1) 勤務する事業所等の要件</p> <p>ア 運営基準違反や運営基準減算等に該当するような問題が無い事業所等であること。なお、実地検査や運営指導等の結果判明した誤請求等について報酬の返還が発生している場合、その報酬の返還(過誤申立)が終了していること。</p>
---	---

イ 削除

イ 指導監査課が受講申込年度の前年度に実施する集団指導に参加している事業所等であること。

(2) 受講を希望する介護支援専門員の要件

- ア 東京都の定める受講要件を満たし、提出書類に不備がない者
- イ 地域包括支援センターと連携し、~~過去1年間において~~虐待などの支援困難事例のケアマネジメントを担当したことがある者。なお、地域包括支援センターに所属する介護支援専門員については、虐待などの支援困難事例のケアマネジメントを担当又は支援したことがある者
- ウ 当該研修修了後、最低1年間は、引き続き市内の事業所等で勤務する予定がある者
- エ 毎年、ケアマネジメント業務に関連する研修を受講している者。なお、東京都・区市町村・地域包括支援センター・職能団体の開催する研修に限る。総会等の定例的に開催されるものは含まない。

2 推奨要件

- (1) 地域の介護支援専門員を対象とした勉強会等の企画・運営に携わった経験がある者
 - (2) ケアマネジメントの実施にあたり、医師・看護師・理学療法士・作業療法士等、様々な職種と連携し、支援方法を検討したことがある者
 - (3) ケアマネジメントの実施にあたり、利用者支援の手段としてインフォーマルサポートを位置づけたこと又は位置づけようとしたことがある者
 - (4) 地域ケア会議に参加したことがある者。なお、参加したことがある者には事例提供者としての参加を含む。
- (適用除外)

イ 特定事業所集中減算に該当していない事業所等であること。

ウ 指導監査課が受講申込年度の前年度に実施する集団指導に参加している事業所等であること。

(2) 受講を希望する介護支援専門員の要件

- ア 東京都の定める受講要件を満たし、提出書類に不備がない者
- イ 地域包括支援センターと連携し、過去1年間において、虐待などの支援困難事例のケアマネジメントを担当したことがある者。なお、地域包括支援センターに所属する介護支援専門員については、虐待などの支援困難事例のケアマネジメントを担当又は支援したことがある者
- ウ 当該研修修了後、最低1年間は、引き続き市内の事業所等で勤務する予定がある者
- エ 毎年、ケアマネジメント業務に関連する研修を受講している者。なお、東京都・区市町村・地域包括支援センター・職能団体の開催する研修に限る。総会等の定例的に開催されるものは含まない。

2 推奨要件

- (1) 地域の介護支援専門員を対象とした勉強会等の企画・運営に携わった経験がある者
- (2) ケアマネジメントの実施にあたり、医師・看護師・理学療法士・作業療法士等、様々な職種と連携し、支援方法を検討したことがある者
- (3) ケアマネジメントの実施にあたり、利用者支援の手段としてインフォーマルサポートを位置づけたこと又は位置づけようとしたことがある者
- (4) 地域ケア会議に参加したことがある者。なお、参加したことがある者には事例提供者としての参加を含む。

第4条 前条、1 必須要件(1)イの要件は地域包括支援センターには適用しない。

2 同イの要件は、受講申込年度の前年度以降に新規指定を受けた事業所には適用しない。

(選考(審査))

第5条 審査は、提出書類及び面接により推薦を受けようとする者のケアマネジメントに係る考え方や資質等を十分に確認し行う。提出書類のうち、市が定めるものは次の各号に掲げるとおりとする。研修受講希望者及び研修受講希望者の所属する法人代表者は、第7条に掲げる研修修了後に協力すべき事項及び第8条に掲げる研修修了者の氏名等の公表について確認したうえで、研修修了後の取り組みについて十分に協議し、推薦依頼書兼受講要件該当確認書(受講希望者本人記載用)に具体的に記載することとする。

(1) 受講生推薦依頼書及び同意書(第1号様式)

(2) 推薦依頼書兼受講要件該当確認書(受講希望者本人記載用)(第2号様式)

(3) 受講を希望する介護支援専門員が現在ケアマネジメントを行っているケースのうち、当該介護支援専門員が任意に選ぶ、居宅サービス計画書(第1表~第3表)(地域包括支援センターにおいてケアマネジメントを実施している介護支援専門員については、介護予防サービス・支援計画表(ケアマネジメント結果等記録表)(A表~D表))のうちの一つ。

(4) 第5条第3号に係る、市推奨の「基本情報シート」及び「アセスメントチェックシート」

(推薦)

第6条 第5条に掲げる提出書類及び面接結果をふまえ、ケアマネジメント

(適用除外)

第4条 前条、1 必須要件(1)イの要件は指定居宅介護支援事業所のみを対象とし、他の事業所等には適用しない。

2 同ウの要件は、地域包括支援センター(介護予防支援事業所)には適用しない。

3 同ウの要件は、受講申込年度の前年度以降に新規指定を受けた事業所には適用しない。

(選考(審査))

第5条 審査は、提出書類及び面接により推薦を受けようとする者のケアマネジメントに係る考え方や資質等を十分に確認し行う。提出書類のうち、市が定めるものは次の各号に掲げるとおりとする。研修受講希望者及び研修受講希望者の所属する法人代表者は、第7条に掲げる研修修了後に協力すべき事項及び第8条に掲げる研修修了者の氏名等の公表について確認したうえで、研修修了後の取り組みについて十分に協議し、推薦依頼書兼受講要件該当確認書(受講希望者本人記載用)に具体的に記載することとする。

(1) 受講生推薦依頼書及び同意書(第1号様式)

(2) 推薦依頼書兼受講要件該当確認書(受講希望者本人記載用)(第2号様式)

(3) 受講を希望する介護支援専門員が現在ケアマネジメントを行っているケースのうち、当該介護支援専門員が任意に選ぶ、居宅サービス計画書(第1表~第3表)(地域包括支援センターにおいてケアマネジメントを実施している介護支援専門員については、介護予防サービス・支援計画表(ケアマネジメント結果等記録表)(A表~D表))のうちの一つ。

(4) 第5条第3号に係る、市推奨の「基本情報シート」及び「アセスメン

<p>に係る考え方や資質が市の求める主任介護支援専門員の役割や目的に多く合致する者を都へ推薦する。なお、考え方や資質に甲乙をつけがたい場合は、第3条、2 推奨要件(1)から(4)のうち、該当する要件の多い者から順位付けを行い推薦する。同順位の者が複数いる場合は、常勤の介護支援専門員として従事した期間が長い者を優先する。</p> <p>(研修修了後の協力)</p> <p>第7条 推薦を受けようとする者及び当該推薦希望者が所属する法人は、推薦を受けようとする者が市の推薦を受けて東京都主任介護支援専門員研修を修了し、名簿登録された場合は次の各号に掲げる協力を行うこととする。</p> <p>(1) 市が行う研修事業及びケアプラン点検事業等への派遣依頼があった場合は協力をすること。</p> <p>(2) 市及び地域包括支援センター等からの支援困難事例の受入りに積極的に取り組むこと。</p> <p>(3) 地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言等の役割を担うこと。</p> <p>(4) 勤務先の変更及び退職時には、八王子市福祉部介護保険課総務・給付担当まで、その旨を連絡すること。</p> <p>(研修修了者の公表)</p> <p>第8条 東京都主任介護支援専門員研修を修了し名簿登録された者は、市内の地域包括支援センター、八王子介護支援専門員連絡協議会及び主任介護支援専門員に係る職能団体が設置された際に当該団体に、次に掲げる情報を公表することに同意することとする。</p> <p>(1) 氏名</p> <p>(2) 所属事業所等の名称</p>	<p>トチェックシート」</p> <p>(推薦)</p> <p>第6条 第5条に掲げる提出書類及び面接結果をふまえ、ケアマネジメントに係る考え方や資質が市の求める主任介護支援専門員の役割や目的に多く合致する者を都へ推薦する。なお、考え方や資質に甲乙をつけがたい場合は、第3条、2 推奨要件(1)から(4)のうち、該当する要件の多い者から順位付けを行い推薦する。同順位の者が複数いる場合は、常勤の介護支援専門員として従事した期間が長い者を優先する。</p> <p>(研修修了後の協力)</p> <p>第7条 推薦を受けようとする者及び当該推薦希望者が所属する法人は、推薦を受けようとする者が市の推薦を受けて東京都主任介護支援専門員研修を修了し、名簿登録された場合は次の各号に掲げる協力を行うこととする。</p> <p>(1) 市が行う研修事業等への派遣依頼があった場合は協力をすること。</p> <p>(2) 市及び地域包括支援センター等からの支援困難事例の受入りに積極的に取り組むこと。</p> <p>(3) 地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言等の役割を担うこと。</p> <p>(4) 勤務先の変更及び退職時には、八王子市福祉部介護保険課給付担当まで、その旨を連絡すること。</p> <p>(研修修了者の公表)</p> <p>第8条 東京都主任介護支援専門員研修を修了し名簿登録された者は、市内の地域包括支援センター、八王子介護支援専門員連絡協議会及び主任介護支援専門員に係る職能団体が設置された際に当該団体に、次に掲げる情報を公表することに同意することとする。</p>
--	--

(情報の非開示)

第9条 この基準による研修受講の推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無に関する情報は、推薦に係る事務の執行のために東京都福祉保健局に提出する場合その他の条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

(1) 氏名

(2) 所属事業所等の名称

(情報の非開示)

第9条 この基準による研修受講の推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無に関する情報は、推薦に係る事務の執行のために東京都福祉保健局に提出する場合その他の条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。